

湯川村議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議会運営の透明化を図り、村民の議会に対する理解と信頼を深めるため、湯川村議会議長等が議会を代表し外部の個人又は団体との交際のために支出する議長交際費（以下「交際費という。）について、その支出及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 湯川村の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 湯川村勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) 議長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典、総会等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 病気、事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 激励金 本村の公益性を高めると認められる団体又は個人を激励に係る経費
- (5) 懇談費 村政運営に資する意見交換、情報収集の懇談等に係る経費
- (6) 贈答費 来客又は訪問先等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (7) その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

2 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表1のとおりとする。

(公表の内容)

第5条 交際費の公表する内容は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額
- (5) 累計額

2 前項の規定にかかわらず、湯川村個人情報保護条例（平成9年3月25日条例第24号）の規定により、個人に関する情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公開しないものとする。

(公表の時期)

第6条 交際費の公表は、月毎に区分整理し、当月分を翌月の25日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに行うものとする。

(公表の方法)

第7条 交際費の公表方法は、議長交際費支出状況（別記様式第1号）により、村のホームページに掲載するとともに、閲覧の申し出があった場合は、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の閲覧は、湯川村情報公開条例（平成9年3月25日条例第23号）第9条の規定による開示請求の手続は要しないものとする。

また、同条例第6条各号のいずれかに該当する不開示情報が記載されている場合は、支出先等を省略することができる。

(運用)

第8条 支出基準については、その支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、村民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以降に支出の原因があったものについて適用する。

別表1（第4条関係）

支出区分	内容、対象者等	金額等	摘 要
会 費	懇親会等への参加に係る経費	5千円以内	会費が記載されている場合はその額
	祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等への出席に係る経費	1万円以内	飲食が伴う場合のみ、会費相当分として対応
弔 費	葬儀、法要、慰霊祭、供養祭、追悼式等における香典、供物、供花等に係る経費	1万円以内	
見舞金	病気、事故、災害等の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
激励金	本村の公益性を高めると認められる団体又は個人の激励に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	村が補助金等の負担を行っている場合を除く。
懇談費	村政運営に資する意見交換、情報収集の懇談等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額 又は実費相当額	
贈答費	来客又は訪問先等への土産、記念品、村政協力者に対する謝意等に要する記念品等の購入に係る経費	社会通念上妥当と認められる額 又は実費相当額	
その他	議長等の交際のために交際費により対応することが妥当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額 又は実費相当額	

※1 日程の都合上欠席のときは、必要に応じて祝電とする。

※2 前例があるものについては、出来る限り前例に従う。